

平成 15年 3月 28日  
金 融 庁

## リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム

ー中小・地域金融機関の不良債権問題の解決に向けた

中小企業金融の再生と持続可能性(サステナビリティ)の確保ー

金融再生プログラム」(平成 14年 10月)及び「金融再生プログラム作業工程表」(同 11月)において、中小・地域金融機関(地方銀行、第二地方銀行、信用金庫及び信用組合)の不良債権処理については、同プログラムが対象とした主要行とは異なる特性を有する「リレーションシップバンキング」のあり方を、金融審議会でも面的な尺度から検討の上、年度内を目途にアクションプログラムを策定することとしたところである。

これを受けた金融審議会金融分科会第二部会報告「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」(平成 15年 3月 27日)では、リレーションシップバンキングの意義と有効性、わが国のリレーションシップバンキングの現状、リレーションシップバンキングの機能強化の必要性と基本的考え方、リレーションシップバンキングの機能強化に向けた具体的な取組み、について検討を行い、平成 16年度までの 2年間を地域金融に関する「集中改善期間」とした上で、それぞれの中小・地域金融機関が本報告書の提言に沿ってリレーションシップバンキングの機能を強化し、中小企業の再生と地域経済の活性化を図るための各種の取組みを進めることによって、不良債権問題も同時に解決していくことが適当と考えられる。」としている。

上記報告の提言を踏まえ、金融庁として、平成 16年度までの「集中改善期間」中に各金融機関及び行政が取り組むべき、中小企業金融の再生に向けた取組み、各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み、アクションプログラムの推進体制からなる「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」を下記のとおり取りまとめる。

## 記

### ・中小企業金融の再生に向けた取組み

#### 1. 創業・新事業支援機能等の強化

- (1) 各金融機関に対し、業種別担当者の配置等融資審査態勢の強化を図るための具体的な取組みを要請する。
- (2) 各業界団体に対し、企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材の育成を目的とした研修プログラム（「目利き研修」）を、平成15年度及び16年度に集中的に実施するよう要請する。
- (3) 中小企業の技術開発や新事業の展開を支援するため、各金融機関に対し、中小企業が有する知的財産権・技術の評価や優良案件の発掘等に関し、産学官とのネットワークの構築・活用や日本政策投資銀行との連携を図るよう要請する。  
  
特に、経済産業省の「産業クラスター計画」を支援するため、関係金融機関に対し、関係者の交流連携の場を提供し、有望な研究開発型企業と優良案件の発掘に資するよう地域毎に「産業クラスターサポート金融会議」を立ち上げるよう要請する。
- (4) 地域におけるベンチャー企業の育成を支援するため、各金融機関に対し、ベンチャー企業向け業務について、日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等との情報共有、協調投融資等連携強化を図るよう要請する。
- (5) 地域の中小企業の創業・経営革新を支援するため、各金融機関に対し、各地域に設置されている中小企業支援センターの活用について検討するよう要請する。

#### 2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化

- (1) 中小企業に対するコンサルティング機能、情報提供機能の強化を図るため、各金融機関及び各業界団体に対し、経営情報やビジネス・マッチング情報を提供する仕組みの整備を要請する。
- (2) コンサルティング業務、M&A業務等の取引先企業への支援業務が、どのような場合に銀

行法等における付随業務に該当するかについての具体的な考え方等を、平成15年6月末までに整理のうえ公表する。

- (3) 要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生の防止のための体制整備については一定の成果が見られるところであるが、各金融機関に対し、そうした取組みを一層強化するとともに、平成15年度の実績(体制整備状況、経営改善支援取組み先数、経営改善による債務者区分のランクアップ先数等)から公表(銀行については平成15年9月期から公表)するよう要請する。
- (4) 各業界団体に対し、各金融機関における中小企業支援スキルの向上を目的とした研修プログラムを、平成15年度及び16年度に集中的に実施するよう要請する。
- (5) 各金融機関に対し、中小企業等の財務・経営管理能力向上を支援する「地域金融人材育成システム開発プログラム」等について協力を要請する。

### 3. 早期事業再生に向けた積極的取組み

- (1) 各金融機関に対し、適切な再建計画を前提とし、取引先企業のモラルハザードを防止しつつ、プリパッケージ型事業再生(民事再生法等の活用)及び私的整理ガイドラインを積極的に活用する等、中小企業の過剰債務構造を解消し迅速再生を図るための取組みを要請する。

なお、取引先企業に対し、「早期事業再生ガイドライン」の趣旨を踏まえ、事業再生への早期着手を期待する。

- (2) 各金融機関に対し、政府系金融機関、地方公共団体等との連携を図りつつ、地域の中小企業を対象とした企業再生ファンドの組成について検討するよう要請する。
- (3) 各金融機関に対し、企業再生に当たって、デット・エクイティ・スワップ(DES)、DIPファイナンス等の手法の積極的な活用を要請する。
- (4) 中小企業の再生を支援するため、各金融機関に対し、「中小企業再生型信託スキーム」等RCCの信託機能を積極的に活用するよう要請する。なお、当該スキーム等の活用については、2.(3)の健全債権化に向けた取組みの一環として取り扱うものとする。

- (5) 産業再生機構が対象とする案件は地域や規模の大小を問わないことを踏まえ、各金融機関に対し、産業再生機構の活用について検討を要請する。
- (6) 中小企業の再生に関しては、当該企業と金融機関の作成する再生計画の内容が合理的であり、関係者の合意が得られるものについて、関係者の再生支援に向けた積極的な取組みが求められる。こうした観点から、中小企業再生支援協議会については、広く中小企業専門家の協力を得つつ、政府系金融機関と民間金融機関の効果的な連携や再生計画作成のための支援人材確保などを進めることとしており、各金融機関に対し、こうした取組みへの協力とその機能の積極的な活用を図ることを要請する。
- (7) 各業界団体に対し、企業再生支援に関する人材（ターンアラウンド・スペシャリスト）の育成を目的とした研修プログラムを、平成15年度及び16年度に集中的に実施するよう要請する。

#### 4. 新しい中小企業金融への取組みの強化

- (1) 事業からのキャッシュフローを重視し、担保・保証に過度に依存しない融資の促進を図る観点から、各金融機関に対し、ローンレビューの徹底、財務制限条項やスコアリングモデルの活用等の取組みを要請する。

また、各金融機関に対し、第三者保証の利用に当たっては過度なものとならないよう要請する。

- (2) 金融庁に専門家からなる研究会を設け、担保・保証に過度に依存しない新たな中小企業金融に向けて、財務制限条項の活用及び技術力、競争力のある地域に密着した中小企業に関する「擬似エクイティ部分の優先株式への転換」等に関し、法制上、会計上の視点等から具体的に検討する。

モデル取引事例に関する基本的考え方を平成15年8月を目途に作成・公表し、そのうえで各業界団体に対し、その具体化に向けた実務レベルの検討を要請する。

- (3) 中小企業の資金調達の多様化を図るため、各金融機関及び政府系金融機関等に対し、証券化等に関する積極的な取組みを要請する。
- (4) 中小企業庁において「中小企業の会計に関する研究会報告書」（平成14年6月）が取りま

とめられていること等を踏まえ、各金融機関に対し、財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資プログラムの整備に向けた取組みを期待する。

- (5) 各金融機関に対し、信用リスクデータベースの整備・充実及びその活用（審査業務の高度化、適正貸出金利の設定、ポートフォリオの適正化等）に向けた積極的な取組みを要請する。
- (6) 地域集中リスクの軽減を図る観点から、協同組織中央機関に対し、個別金融機関のリスクを調整・吸収するための仕組みの検討を要請する。

## 5.顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化

- (1) 銀行法等に義務付けられた、貸付契約、保証契約の内容等重要事項に関する債務者への説明態勢の整備に対する監督のあり方を平成15年6月末までに事務ガイドラインに明示する。
- (2) 貸し渋り・貸し剥がしホットラインにより金融当局に寄せられた情報や、各金融機関等に寄せられた苦情・相談等に関し意見交換を行うため、都道府県毎に金融当局、中小・地域金融機関及び関係業界団体から構成される「地域金融円滑化会議」を新たに設置し、平成15年度から四半期毎に開催する。
- (3) 各金融機関に対し、相談・苦情処理体制の強化に努めるよう要請する。また、関係業界団体に対し、各金融機関に対する研修の充実、苦情等事例の分析・還元、対応・処理状況に関する定期的な公表に積極的に努めることにより各金融機関の体制の強化を積極的に支援するよう要請する。

## 6.進捗状況の公表

各金融機関等が実施する上記施策の進捗状況について、各金融機関が半期毎に公表するとともに、各業界団体においてこれを取りまとめ公表するよう要請する。

各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み

### 1.資産査定、信用リスク管理の厳格化

- (1) 各金融機関の資産査定厳格化及び適切な償却・引当を確保する観点から、当局として以下の対応を行う

当局としては、正当な理由がないにもかかわらず自己査定と検査結果の格差が是正されない場合には、銀行法第26条に基づき業務改善を求めることとしており、改めて、各金融機関に対し、適切な自己査定及び償却・引当を行うよう要請する。

各金融機関に対し、担保評価方法の合理性、処分実績からみた評価精度について厳正な検証を行うよう要請する。

協同組織金融機関に対し、平成15年度から金融再生法開示債権の保全状況を開示するよう要請する。

- (2) 早期警戒制度に、各金融機関の大口与信等に係る「信用リスク改善措置」を新たに導入することとし、平成15年6月末までに事務ガイドラインを改正する。

## 2. 収益管理態勢の整備と収益力の向上

- (1) 各金融機関の収益管理態勢の整備状況について、業務再構築ヒアリング、決算ヒアリング等で重点的にモニタリングする。
- (2) 地域において必要なリスクテイクを行いつつ、それに見合った金利設定を行っていくための体制整備を図るため、各金融機関に対し、信用リスクデータの蓄積、債務者区分と統合的な内部格付制度の構築、金利設定のための内部基準の整備等に積極的に取り組むよう要請し、その進捗状況をオフサイトモニタリング等でフォローアップする。
- (3) 金融機関の経営の合理化を促進するため、顧客保護等適切な運営に十分配慮しつつ、各金融機関が行う事務のアウトソーシング、リストラ等により生じた余剰資産の有効活用等について取扱いを平成15年6月末までに明確化するとともに、システム関連等の従属業務を営む子会社の共同設立等について検討を行う。

## 3. ガバナンスの強化

- (1) 株式非公開銀行に対し、株式公開銀行と同様の開示（タイムリーディスクロージャーを含

む)のための体制を平成15年度中に整備し、平成16年度から実施するよう要請する。

(2) 協同組織金融機関におけるガバナンスの向上を図る観点から以下の対応を行う。

各金融機関に対し、平成15年度から半期開示の実施を要請する。

監査機能の強化を図るため、外部監査の実施対象の拡大等について検討する。

総代会の機能を強化するため、総代の選考基準や選考手続きの透明化、会員・組合員の意見を反映させる仕組み等について、各業界団体に対し、平成15年度中の検討を要請するとともに、各金融機関に対し、平成16年度中の実施を要請する。

中央機関に対し、個別金融機関に対する経営モニタリング、経営相談・指導機能の充実を図るよう要請する。

(3) 経営トップによる過度なワンマン経営等を抑止し、健全なコーポレートガバナンスを維持する観点から、各金融機関の経営(マネジメント)の質についてモニタリングを強化する。

その評価方法等については、7.(1)の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」において整備する。

#### 4. 地域貢献に関する情報開示等

(1) 各業界団体に対し、地域貢献に関するディスクロージャーのあり方について早急に検討を行い、その結果を公表するよう要請する。また、各金融機関に対し、同検討結果を踏まえ、地域貢献に関する情報開示を平成15年度中に行うよう要請する。

(2) 中小・地域金融機関の利用者に対する情報提供の充実を図るため、各金融機関が公表した財務上の主要な諸指標を取りまとめ、一覧性のある形で金融庁のホームページに平成15年度中に公表する。

(3) 中小・地域金融機関に対する利用者等の評価に関するアンケート調査を平成15年度から実施する。その結果を公表し金融機関全体の利用者利便の向上を促すとともに、同時に行政においても活用する。

#### 5. 法令等遵守(コンプライアンス)

行員による横領事件等、金融機関と顧客等とのリレーションシップに基づく信頼関係を阻害するおそれがある問題の発生を防止する観点から、不祥事件等に関するコンプライアンス態勢について、業務改善命令等の監督上の措置を厳正に運用する。

## 6.地域の金融システムの安定性確保

- (1) システミックリスクが発生するおそれが生じた場合には、金融再生プログラムにおける「特別支援」の枠組みを即時適用し、金融システムの安定性に万全を期す。
- (2) 協同組織金融機関の地域集中リスクを軽減し、健全性の確保に万全を期すため、中央機関に対し、資本増強制度の活用等、個別金融機関の経営基盤強化に向けた取組みを一層強化するよう要請する。また、中央機関に対し、流動性の面で問題が生じた場合には、政府・日銀との連携の下、最大限の努力を行うよう要請する。
- (3) 公的資本増強行については、監督上の措置、政府が保有する優先株の普通株への転換等に関する運用ガイドラインを、今後公表される主要行のガイドラインの考え方に沿って、平成15年6月末までに整備する。

## 7.監督、検査体制

- (1) 各金融機関の資産、自己資本、収益力、流動性リスク、市場リスク等従来の早期是正措置及び早期警戒制度が視野に入れていた領域に加え、コーポレートガバナンスや経営の質、地域貢献が収益力・財務の健全性に与える影響等の観点も取り入れた、より多面的な評価に基づく総合的な監督体系を確立し、業務改善命令も含め監督上の対応を的確に行うこととする。

このため、平成15年度中を目途に、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を策定するとともに、ルールの明確化を図る。

- (2) 検査に際して、債務者である中小企業の実情に即したきめ細かな実態把握に一層努める。  
このため、検査マニュアル別冊（中小企業融資編）の内容を検査官に改めて徹底するとともに、金融機関のみならず債務者である中小企業等にも引き続き周知徹底に努め、広くその浸透

を図る。また、当該別冊の定着状況等をモニタリングし、その内容が中小企業の実態により即したものとなるよう改訂する。

#### アクションプログラムの推進体制

1. 本アクションプログラムに基づき、平成16年度までの「集中改善期間」内に、リレーションシップバンキングの機能強化を確実に図るため、各金融機関に対し、銀行法第24条に基づき、平成15年8月末までに「リレーションシップバンキングの機能強化計画（計画期間15～16年度）」について報告を求めるとともに、以後、半期毎に同計画の実施状況についてフォローアップを行うものとする。また、当該フォローアップの結果を踏まえ、必要に応じ、監督上の対応を行うものとする。
2. 平成16年度までの「集中改善期間」において、上記施策の進捗状況及び金融機関の取組み実績を半期毎に取りまとめ、公表する。また、必要に応じ金融審議会にも報告する。
3. 以上のフォローアップ等を着実に実施するため、金融庁において体制整備を行う。